



報道関係者 各位

平成 30 年 12 月 25 日

【照会先】

大分労働局職業安定部職業対策課

課長 久々宮 賢治

地方障害者雇用担当官 土井 信三

電話 097-535-2090 (内線 305)

◆地方公共団体等における障害者雇用は、着実に進んでいます。

- ・雇用される算定雇用障害者数：増加 (H29 ⇒ H30)

515.0 人 ⇒ **544.5 人【29.5 人増】**

- ・法定雇用率達成の機関数：増加

32 機関中、**28 機関【2 機関増 (H29：26 機関)】**で達成

※ H30.12.25 時点では、**30 機関**で達成

大分労働局（局長 小笠原 清美）では、県内の地方公共団体等（以下「地公体等」という。）における障害者任免状況通報書等の集計結果（H30.6.1 現在）について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

大分労働局は、引く続き障害者雇用の拡大を要請するとともに、法定雇用率を下回る地公体等に対し、自ら作成した採用計画に基づき確実に不足数の解消が図られるよう定期的な訪問指導や管轄ハローワークからの障害者求職者情報の提供等、早期解消に向けた取組を指導してまいります。

なお、民間企業における障害者雇用状況報告書の集計結果（H30.6.1 現在）については、厚生労働省での取りまとめ作業に伴うデータ入力のための作業ツールの不具合により、平成 31 年 3 月末までに公表する予定です。

【集計結果のポイント】

- **県の機関**（法定雇用率 2.5%）

算定雇用障害者数 135.0 人と前年比で 1.0 人増加し、実雇用率は 2.84%となり、4 機関とも達成。

- **市町村の機関**（法定雇用率 2.5%）

算定雇用障害者数 299.5 人と前年比で 22.0 人増加し実雇用率は 2.72%となったが、2 市で未達成。なお、現時点では、1 市が未達成状態を解消している。

- **県の教育委員会**（法定雇用率 2.4%）

算定雇用障害者数 110.0 人と前年より 6.5 人増加したが、実雇用率は 1.49%となっており、未達成。

- **特殊法人等**（法定雇用率 2.5%）

国立大学法人（1 機関）で算定雇用障害者数 39.0 人、実雇用率 2.19%と未達成であったが、現時点では未達成状態を解消している。

また、公立大学法人の 2 大学は、算定雇用障害者数 3.0 人、実雇用率 2.63%で達成。

1 地方公共団体における在職状況

(1) 都道府県の機関

都道府県の機関(法定雇用率 2.5%)に在職している算定障害者の数は 135.0 人(前年 134.0 人)、実雇用率は 2.84%(前年 2.86%)で、前年より 0.02 ポイント低下した。

(第 1 表 ①法定雇用率 2.5%が適用される地方公共団体)

(2) 市町村の機関(市の教育委員会等を含む)

市町村の機関(法定雇用率 2.5%)に在職している算定障害者の数は 299.5 人(前年 277.5 人)、実雇用率は 2.72%(前年 2.51%)で、前年より 0.21 ポイント上昇した。

(第 1 表 ①法定雇用率 2.5%が適用される地方公共団体)

(3) 県の教育委員会

法定雇用率 2.4%が適用される教育委員会は、在職している算定障害者の数は、110.0 人(前年 103.5 人)、実雇用率は 1.49%(前年 1.39%)で、前年より 0.1 ポイント上昇した。

(第 1 表 ②法定雇用率 2.4%が適用される教育委員会)

2 特殊法人等における在職状況

(1) 国立大学法人(法定雇用率 2.5%)

在職している算定障害者の数は 39.0 人(前年 24.0 人)、実雇用率は 2.19%(前年 1.40%)で、前年より 0.79 ポイント上昇した。

(第 2 表 特殊法人等(法定雇用率 2.5%適用))

(2) 公立大学法人(法定雇用率 2.5%)

在職している算定障害者の数は 3.0 人(前年 3.0 人)、実雇用率は 2.63%(前年 2.51%)で、前年より 0.12 ポイント上昇した。

(第 2 表 特殊法人等(法定雇用率 2.5%適用))

【注1】

重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人に相当するものとしているが、「精神障害者である短時間労働者」であって、特例措置の対象となる障害者は、対象期間中において、1人を1人に相当するものとしている。

【注2】

雇用している障害者の数を常用労働者数で除した割合。

常用労働者数は、雇用期間が1年を超えているか、または超える見込みの労働者のうち、週の所定労働時間が30時間以上の者を1人、短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)を0.5人とカウントした総数から、除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

第1表 地方公共団体における障害者の在職状況

①-1 法定雇用率2.5 %が適用される地方公共団体

平成30年6月1日現在

	① 算定基礎 職員数	身体障害者数		知的障害者数		精神障害者数		障害者数計		③実雇 用率 ②/①×100	
		実人数	算定数	実人数	算定数	実人数	算定数	実人数	②算定数		
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		
雇用率 2.5% 適用機関	県 4 機関	4,760.5 (4,681.0)	86 (86)	117.5 (120.5)	12 (11)	6.5 (6.0)	11 (9)	11.0 (7.5)	109 (106)	135.0 (134.0)	2.84 (2.86)
	市町村 24機関	11,030.5 (11,040.0)	216 (211)	284.0 (269.5)	5 (3)	3.5 (2.0)	12 (8)	12.0 (6.0)	233 (222)	299.5 (277.5)	2.72 (2.51)
	合計	15,791.0 (15,721.0)	302 (297)	401.5 (390.0)	17 (14)	10.0 (8.0)	23 (17)	23.0 (13.5)	342 (328)	434.5 (411.5)	2.75 (2.62)

注) ()内は平成29年分で、再点検により修正されたもの。

(平成30年 資料出所 大分労働局集計)

②-1 法定雇用率2.4 %が適用される教育委員会

平成30年6月1日現在

	① 算定基礎 職員数	身体障害者数		知的障害者数		精神障害者数		障害者数計		③実雇 用率 ②/①×100	
		実人数	算定数	実人数	算定数	実人数	算定数	実人数	②算定数		
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		
雇用率 2.4% 適用機関 (教育委員会)	県 1 機関	7,365.0 (7,429.0)	81 (78)	107.0 (103.5)	2 (0)	1.0 (0.0)	2 (0)	2.0 (0.0)	85 (78)	110.0 (103.5)	1.49 (1.39)
	市町村 0 機関	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	- -
	合計	7,365.0 (7,429.0)	81 (78)	107.0 (103.5)	2 (0)	1.0 (0.0)	2 (0)	2.0 (0.0)	85 (78)	110.0 (103.5)	1.49 (1.39)

注) ()内は平成29年分で、再点検により修正されたもの。

(平成30年 資料出所 大分労働局集計)

- 注) 1 対象となる職員は、雇用期間が1年を超えた、もしくは、超える見込みの職員で、算定に当たっては、1週間の所定労働時間が30時間以上の職員を1人とカウントし、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員は0.5人とカウントすることとなっている。
- 2 ①欄の「算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 ④欄の「実雇用率」の算定に当たっては、「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、原則1人を0.5人に相当するものとしているが、「精神障害者である短時間労働者」であって、特例措置の対象となる障害者については、対象期間中において、1人を1人に相当するものとしている。
- 4 ()内の数値は、平成29年6月1日現在の内容で、平成30年10月の再点検により修正されたものである。
なお、精神保健福祉手帳を所持する精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなっている。

①-2 機関別内訳(法定雇用率2.5%が適用される地方公共団体)

平成30年6月1日現在

機関名	①算定基礎職員数	②障害者の数	③雇用率	④不足数	備考
大分県知事部局	3921.5 (3,859.5)	107.5 (109.5)	2.74 (2.84)	0.0 (0.0)	
大分県企業局	71.0 (62.0)	1.5 (1.0)	2.11 (1.61)	0.0 (0.0)	
大分県病院局	403.0 (397.0)	17.0 (14.0)	4.22 (3.53)	0.0 (0.0)	
大分県警察本部	365.0 (362.5)	9.0 (9.5)	2.47 (2.62)	0.0 (0.0)	
大分市役所	2442.0 (2,505.5)	61.0 (59.0)	2.50 (2.35)	0.0 (0.0)	
別府市役所	743.0 (747.5)	24.0 (23.5)	3.23 (3.14)	0.0 (0.0)	
中津市役所	997.0 (1,002.0)	23.0 (23.0)	2.31 (2.30)	1.0 (0.0)	H30.11.1付けで不足数解消
日田市役所	626.0 (559.0)	16.0 (11.0)	2.56 (1.97)	0.0 (1.0)	
臼杵市役所	311.0 (307.0)	10.0 (8.0)	3.22 (2.61)	0.0 (0.0)	
佐伯市役所	1020.0 (997.0)	26.0 (25.0)	2.55 (2.51)	0.0 (0.0)	
宇佐市役所	567.5 (572.5)	18.0 (14.0)	3.17 (2.45)	0.0 (0.0)	
豊後大野市役所	545.5 (540.0)	10.5 (9.0)	1.92 (1.67)	2.5 (3.0)	
杵築市役所	477.0 (473.0)	11.0 (9.0)	2.31 (1.90)	0.0 (1.0)	
国東市役所	389.0 (382.5)	10.0 (10.0)	2.57 (2.61)	0.0 (0.0)	
由布市役所	342.0 (327.0)	8.0 (8.0)	2.34 (2.45)	0.0 (0.0)	
津久見市役所	160.0 (160.5)	7.0 (6.0)	4.38 (3.74)	0.0 (0.0)	
豊後高田市役所	248.5 (247.5)	7.5 (6.5)	3.02 (2.63)	0.0 (0.0)	
竹田市役所	510.0 (553.5)	16.0 (15.0)	3.14 (2.71)	0.0 (0.0)	
玖珠町役場	179.0 (181.0)	5.0 (3.0)	2.79 (1.66)	0.0 (1.0)	
九重町役場	184.0 (184.0)	6.0 (4.0)	3.26 (2.17)	0.0 (0.0)	
日出町役場	160.0 (161.0)	5.0 (5.0)	3.13 (3.11)	0.0 (0.0)	
姫島村役場	172.0 (177.0)	5.5 (6.0)	3.20 (3.39)	0.0 (0.0)	
大分市教育委員会	399.5 (392.0)	10.0 (9.5)	2.50 (2.42)	0.0 (0.0)	
別府市教育委員会	102.0 (107.0)	6.0 (6.0)	5.88 (5.61)	0.0 (0.0)	
臼杵市教育委員会	69.0 (71.5)	3.0 (3.0)	4.35 (4.20)	0.0 (0.0)	
杵築市教育委員会	69.0 (63.0)	2.0 (1.0)	2.90 (1.59)	0.0 (0.0)	
大分市水道局	252.0 (189.0)	7.0 (6.0)	2.78 (3.17)	0.0 (0.0)	
別府市水道局	65.5 (67.0)	2.0 (2.0)	3.05 (2.99)	0.0 (0.0)	

注) ()内は平成29年分で、再点検により修正されたもの。

②-2 機関別内訳(法定雇用率2.4%が適用される教育委員会)

機関名	①算定基礎職員数	②障害者の数	③雇用率	④不足数	備考
大分県教育委員会	7,365.0 (7,429.0)	110.0 (103.5)	1.49 (1.39)	66.0 (59.5)	

注) ()内は平成29年分で、再点検により修正されたもの。

第2表 特殊法人等(法定雇用率2.5%適用)

平成30年6月1日現在

機関名	①算定基礎職員数	②障害者の数	③雇用率	④不足数	備考
国立大学法人 大分大学	1,778.5 (1,716.5)	39.0 (24.0)	2.19 (1.40)	5.0 (15.0)	H30.7.11付けで不足数解消
公立大学法人 大分県立芸術文化短期大学	59.0 (58.5)	1.0 (1.0)	1.69 (1.71)	0.0 (0.0)	
公立大学法人 大分県立看護科学大学	55.0 (61.0)	2.0 (2.0)	3.64 (3.28)	0.0 (0.0)	

注) ()内は平成29年分で、再点検により修正されたもの。

(平成30年 資料出所 大分労働局集計)

注1 ①欄の「算定基礎職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、原則1人を0.5人に相当するものとしているが、「精神障害者である短時間労働者」であって、特例措置の対象となる障害者については、対象期間中において、1人を1人に相当するものとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0であれば、法定雇用率達成となる。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
 - 労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること